

八千代市随意契約ガイドライン

目 次

	(ページ)
1 随意契約の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 随意契約とする場合の手続き・・・・・・・・・・・・	2～3
3 施行令第167条の2第1項各号の考え方・・・・・・・・	4～10
4 1者から見積書をとればよい場合と省略できる場合	11
5 事務処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

制 定 平成15年11月21日

最終改正 平成29年7月10日

1 随意契約の基本的な考え方

随意契約

地方公共団体が締結する契約（公共調達）は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約は、競争入札に付する手続きを省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約自体が、不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項に、次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（一部 略）
- 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（一部 略）
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。（一部 略）
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約、又は新役務の提供を受ける契約をするとき。（一部 略）
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

1者随意契約

公共調達は、競争入札が原則です。施行令に該当する場合にのみ随意契約ができます。この場合でも複数者以上から見積書を徴取し、競争性を確保することが必要です。ただし、八千代市財務規則（以下「財務規則」という。）第141条第1項の各号に該当する場合は、1者と契約を締結することになります。

しかしながら、その執行には慎重な判断が必要です。公共調達は、競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合は、その経過や理由を市民一般に説明する責任があるからです。

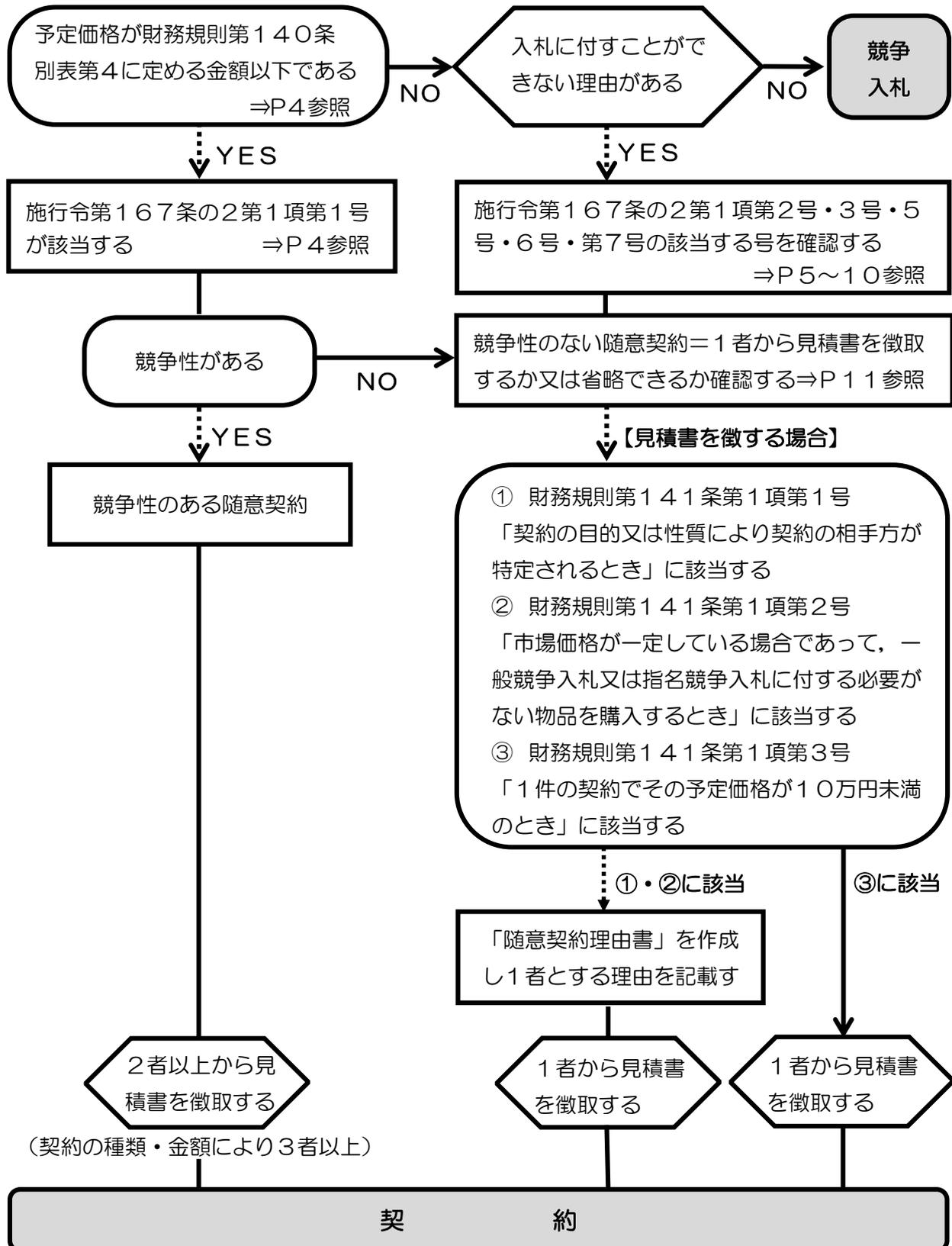
※ 1者随意契約は法令等に定められた用語ではないため、特命随意契約や単独随意契約と称される場合もありますが、本ガイドラインでは「1者随契」と呼称します。

本ガイドラインは、随意契約による場合の法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行えるよう定めるものです。ガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でもできるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものはここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

2 随意契約とする場合の手続き

1 随意契約により契約を締結する場合の手続きフロー

随意契約は「競争性のある随意契約」（＝2者以上から見積書を徴取する）と「競争性のない随意契約」（＝1者から見積書を徴取する又は見積書の徴取を省略する）に分かれます。



2 随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行うこと。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、財務規則第141条第3項の規定により、根拠法令の条項（施行令第167条の2第1項第1号から第9号）に該当する号を明らかにし、関係書類に明確に記載すること。また、1者随契は施行令及び財務規則の該当が明らかであり、理由がある場合に適用できるものとする。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合も、競争の理念に基づき可能な限り複数者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方とすること。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できること。単に過去の実績や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではない。

(3) 少額随意契約の留意点

財務規則第140条は、一定以下の金額については事務の軽減を趣旨に随意契約ができる規定（少額随意契約）であるが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではない。

(4) 1者随意契約となる場合のチェックポイント

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような検証を行い、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにすること。

【具体的な検証例】

- ① 他課で類似業務が想定される場合、契約状況を確認。
- ② 近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認。
- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を確認。
- ④ 契約の相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認。
- ⑤ 複数年にわたり同一業者と契約している場合、法令や状況変化により競争性が生じていないか確認。
- ⑥ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）により入札ができる余地はないか確認。

3 施行令第167条の2第1項各号の考え方

地方自治法第234条では、「売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」としています。これを受けて，随意契約によることができる場合として，施行令第167条の2第1項第1号から第9号（以下それぞれを「第1号」，「第2号」，「第3号」，「第5号」，「第6号」，「第7号」，「第8号」及び「第9号」という。）を定めています。以下に，各号の基本的な考え方を示します。

※ 施行令第167条の2第1項第4号についての説明は省略します。

1 第1号の規定

売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号の趣旨は，契約事務の簡素化等のため，予定価格の少額のものには競争入札に付さないでよいとしたものです。この号を受けて，財務規則第140条別表第4では，契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を定めています。この第1号の金額以下であれば，第2号以下の各号の要件を充足しているのか判断する必要はなく，本号の該当になります。

ただし，額の範囲内であっても，他の契約の方法を排除したわけではなく，2者以上から見積りを徴することが原則です。

- (1) 工事又は製造の請負 予定価格が1件当たり130万円を超えない契約
- (2) 財産の買入れ 予定価格が1件当たり80万円を超えない契約
・地上権，特許権等の無体財産を含む土地，建物，物品購入等の一切の財産をいう。
- (3) 物件の借入れ 予定価格が1件当たり40万円を超えない契約
・金額は，年額又は総額による。
- (4) 財産の売払い 予定価格が1件当たり30万円を超えない契約
・地上権，特許権等の無体財産を含む。
- (5) 物件の貸付け 予定価格が1件当たり30万円を超えない契約
・金額は，年額又は総額による。
- (6) 上記に掲げるもの 予定価格が1件当たり50万円を超えない契約
以外のもの 　　・役務の提供等をいう。

注1) 単価契約においては，総数量を定めているもの又は予算で予算額が積算されるものについては，その予定総支出額による。

注2) 消耗品の購入，印刷製本については財産の買入れに該当するが，予定価格が1件当たり50万円を超えない契約とする。

2 第2号の規定

不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (1) 特定の者と契約しなければ，契約の目的を達成することができない契約をするとき。
 - ① 特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。
 - ② 不代替物であり又は用途が一定しており，それ以外の目的に使用することができないなど，特別な目的があるため，購入先が特定されるとき。
 - ③ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入し，又は製造注文するとき。
 - ④ 新聞，雑誌等への広告の掲載又はラジオ，テレビ等への放送を委託するとき。
 - ⑤ 法令集等の追録又は加除を行うとき。
- (2) 経験及び知識を特に必要とするとき又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。
 - ① 特殊な技術，経験及び知識を必要とする研究調書の作成その他の業務を委託するとき。
 - ② 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり，同一の者以外の者に設計させた場合，既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるシステム等の開発又は改修を行わせるとき。
 - ③ 既存の情報処理システム等を設計または製作した者以外の者に施行させた場合，瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等，密接不可分な関係にある改修や保守を委託するとき。
 - ④ 訴訟，調停，登記，鑑定等の事務を委託するとき。
 - ⑤ 酸素欠乏危険作業等作業に精通した業者に委託するとき。
 - ⑥ 設備，機器等が特殊であって，特殊な技術を要する保守を委託するとき。
- (3) 市場価格が一定している場合で競争に付する必要がない物品を購入するとき。
- (4) 国及び地方公共団体又は営利を目的としない法人と契約するとき。

3 第3号の規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。），同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。），同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護，同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若

しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所、若しくはこれらの施設等には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で使用される者が主として生活困窮者であるものにおいて製作された物品を財務規則第140条の2で定める手続により買い入れるとき。
- (2) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター、若しくはこれらの施設等には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に高齢者等の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者から財務規則第140条の2で定める手続により役務の提供を受けるとき。
- (3) 母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現

に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体、若しくは実態としてこれと同様に母子及び父子並びに寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者から財務規則第140条の2で定める手続により受けるとき。

- (4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から財務規則第140条の2で定める手続により受けるとき。

注) 「実態としてこれらの施設等と同様」な施設等とは、下記の手続により認定を受けた者をいう。

- ① 普通地方公共団体の長は、令第167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の長は、①の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、①の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

【 参 考 】

(財務規則)

第140条の2 施行令第167条の2第1項第3号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約を締結する前において、当該契約に係る契約の件名、契約内容、契約の相手方の選定基準、申請方法及び発注予定時期を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、当該契約に係る契約の件名、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由、契約締結日及び契約金額を公表すること。

4 第5号の規定

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- (1) 災害時に緊急物資を購入するとき。
- (2) インフルエンザ等の感染症の発生に対応するための契約をするとき。

5 第6号の規定

競争入札に付することが不利と認められるとき。

- (1) 現に契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等明らかに有利と認められるとき。
- (2) 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合、履行期間

の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると思われるとき。

(3) 早急に契約を行わなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。

注) 第2号ではその者しか履行できないのに対し、第6号では履行者が極めて限定され、予定価格以下の要件を除けば唯一の者とはいえない。入札にかけられるケースが多く、有利不利が客観的に明らかである場合のみ適用すること。

6 第7号の規定

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、例えば、ある品物を発注するに当たり、ある業者が当該物品を多量に所有しており、そのために他の業者から当該物品を購入する場合の市場価格に比べて著しく有利な価格で購入できる場合等をいう。

ただし、時価（市場価格）は客観的に証明できなければならないため、ガス、石油、材木、薬剤、金属等の相場が存在するもののみ適用できる。

7 第8号の規定

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「入札者がいないとき」とは、公告又は指名競争入札通知等を行ったが、通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したがすべての者が辞退した場合をいい、一般的にはこのような事態はない。

また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、本市の場合、入札回数は2回としていることから、2回目の入札を行っても落札者がいない場合をいう。

8 第9号の規定

落札者が契約を締結しないとき。

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合、落札者となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合において、見積書が落札価格に達しないときは、更に次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。その際、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札価格の制限内となる。なお、入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名業者又は設計内容ないし仕様内容を変更した上で、再度競争入札を行う。

9 その他

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（工事請負契約における随意契約のガイドライン）（建設省厚発第308号（昭和59年7月11日）」を参考とし、適正執行に努めること。

【 参 考 】

（工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について）

1 契約の性質または目的が競争を許さない場合

（予決令第102条の4第3号）※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

- (1) 特殊な技術，機器又は設備等を必要とする工事で，特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため，施工者が特定される補修，増築等の工事
 - ③ 実験，研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため，施工可能な者が特定される設備，機器等の新設，増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験，知識を特に必要とする場合，又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果，当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり，同一施工者以外の者に施工させた場合，既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備，機器等の増設，改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査，発掘，移転等で，特殊な技術，手法等を用いる必要がある工事

2 緊急の必要により競争に付することができない場合

（予決令第102条の4第3号）※地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当

- (1) 緊急に施工しなければならない工事であって，競争に付す時間的余裕がない場合
 - ① 堤防崩壊，道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ② 電気，機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ③ 災害の未然防止のための応急工事

3 競争に付することが不利と認められる場合

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

(予決令第102条の4第4号イ) ※地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当

- (1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4 競争に付することが不利と認められる場合

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること

(予決令第102条の4第4号ロ) ※地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

4 1者から見積書をとればよい場合と省略できる場合

財務規則第141条第1項及び第2項の説明

第141条 予算執行者は、随意契約に付するときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、一人の者から見積書を徴すものとする。		
1者から見積書をとればよい場合	<p>1号～3号</p> <p>(1)契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。</p> <p>(2)市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。</p> <p>(3)1件の契約でその予定価格が100,000円未満の時。</p>	<p>(1)施行令第167条の2第1項第2号・3号・5号・6号・7号に該当し、相手方が特定されるもの。</p> <p>(2)書籍等、どの者から購入したとしてもその価格に違いがない物品を購入するとき。（装備品等を含む場合は除く）</p>
2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないと認めるとき、又は前項第3号の場合においてその金額が30,000円未満のものであるときは、当該見積書を徴さないことができる。		
見積書を省略できる場合	<p>①性質上、見積書を徴することが適当でないもの。</p> <p>②1件の契約でその予定価格が30,000円未満の時。</p>	<p>①官報、新聞、郵便切手、はがき、現金書留封筒、収入印紙等、法令等で価格が確定しているもの。</p>

5 事務処理について

- 随意契約に係る「執行伺」又は「執行伺兼業者選定伺」には、根拠法令の条項を記載し、1者随契となる場合は、案件名、課名、根拠法令・条項及び1者から見積りを徴取する理由を記載した随契理由書を添付すること。
- 施行令第167条の2第1項第3号の規定による契約案件については、契約内容の事前公表を要するため、あらかじめ契約課と協議すること。
- 1者随意契約を締結した場合は「1者随意契約締結整理簿」を作成（対象1件当たり10万円以上）し、整理・保管すること。保存期限は、八千代市文書管理規則別表第3に基づき処理すること。（原則1年）
また、作成した「1者随意契約締結整理簿」は四半期毎にメールで契約課に提出すること。